

平成 28 年第 17 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成28年第17回教育委員会会議

1 日 時 平成28年7月28日（木） 13時30分～14時15分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長 岡	豊 彦
委 員	山 中	善 夫
委 員	池 田	光 司
委 員	池 田	官 司
委 員	阿 部	夕 子
委 員	佐 藤	淳
教育次長	大 友	裕 之
生涯学習部長	山 根	直 樹
生涯学習推進課長	大 場	智 裕
生涯学習係長	近 藤	光 雄
生涯学習係員	齋 藤	実 代
学校教育部長	引 地	秀 美
文化部長	川 上	佳津仁
文化財課長	櫛 引	重 一
文化財係長	青 木	う み
文化財係員	松 崎	悦 子
総務課長	竹 村	真 一
庶務係長	國 方	大 翼
書 記	吉 田	望

4 傍聴者 5名

5 議 題

議案第1号 札幌市指定文化財（有形文化財）の指定について

議案第2号 札幌市社会教育委員の委嘱について

【開 会】

○長岡教育長 これより、平成28年第17回教育委員会会議を開会します。

本日の会議録の署名は、阿部夕子委員と佐藤淳委員にお願いいたします。

本日の議案第2号につきましては、附属機関の委員の任免に関する事項です。教育委員会会議規則第14条第1項第3号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第2号は公開しないこととします。

【議 事】

◎議案第 1 号 札幌市指定文化財（有形文化財）の指定について

○長岡教育長 議案第 1 号について、事務局から説明をお願いします。

○文化部長 本日、提案いたしました議案第 1 号の内容について、ご説明します。

2 枚めくっていただきまして、資料 1 をご覧願います。

こちらは、札幌市指定文化財の指定に関する札幌市文化財保護審議会会長からの建議書になります。内容は、平成27年11月10日付で、文化財保護審議会が調査、審議の諮問を受けました札幌独立キリスト教会文書が札幌市の指定文化財として指定するにふさわしいと認め、建議するというものであります。

次に、その具体的な内容についてですが、まず、指定名称は「札幌独立キリスト教会文書」、種別は、有形文化財、員数は 7 点、所有者及び管理者は、札幌独立キリスト教会、所在地は札幌独立キリスト教会がある札幌市中央区大通西22丁目 1 番 6 号となっております。

続きまして、建議書の 2 枚目をご覧ください。こちらには、このたびの文書を文化財に指定する理由として、次の 3 点を掲げております。

まず、1 点目として、札幌におけるキリスト教伝道・受容の黎明期を具体的に示す教会文書であり、開拓期の札幌の生活・文化をうかがい知ることができる貴重な資料として位置づけられること。

2 点目として、横浜・熊本と並ぶ日本三大バンドとされる札幌バンド成立の実態が示されており、近代日本におけるキリスト教（とりわけプロテスタント）の果たした文化史的役割を知る上で重要と評価されること。

最後、3 点目として、これらの文書が当時から存続する組織の中で現存していること自体が大変貴重であること。

以上、これら三つの理由から、文化財保護審議会において、札幌市指定文化財として指定するにふさわしいと認められたものであります。

次に、資料 2-1 をご覧いただきたいと思います。

1 の経過であります。かねてより文書の所有者であります、札幌独立キリスト教会から相談を受け、協議を進めてまいりました。

そして、平成27年10月11日に、所有者から指定申請書を受理した後、11月10日の教育委員会会議におきましてご審議いただき、文化財保護審議会に調査、審議について諮問を受けたところであります。

これを受け、11月27日に開催された第 2 回文化財保護審議会において、現地視察を行い、詳細調査の後、審議することを決定し、その文化財保護審議会の委員で、歴史文書がご専門の谷本委員が所属する北海道大学にその詳細調査を

委託し、保存状況の確認や内容の調査、翻訳などを行っていただいたところで
す。

そして、平成28年6月9日に開催されました文化財保護審議会におきまして、
谷本委員による詳細調査の結果報告を受け、審議を行いました結果、文化財に
指定するに値するとの結論をいただき、指定について建議することが決定され
ました。

次に、2番、指定内容につきましては、先ほどの建議書のところでご説明し
ましたので、省略させていただきます。

次に、3番目、札幌独立キリスト教会文書の内容についてです。

先ほど申し上げましたとおり、このたび指定する文書の員数は7点となっ
ておりますが、所有者であります札幌独立キリスト教会が所有、保管する183件
の文書のうち、クラーク博士による伝道活動が行われました1877年、明治10年
から、札幌独立キリスト教会が自前の教会を持ち、経済的に独立した1882年、
明治15年までの文書になります。

次に、7点それぞれの文書の内容についてご説明します。

まず、「イエスを信ずる者の契約」は、札幌農学校教頭のウィリアム・スミ
ス・クラークが1877年3月5日に起草し、札幌農学校第一期生である受講学生
16名が署名した英文の文書であります。クラーク博士離任後には、第二期生15
名が署名の列に加わっています。

この契約の前半は、信仰告白の形式をとっており、後半は、信仰生活の規範
などが記されております。教会では、署名者のキリスト教への入信の決意を表
明した文書と位置づけているところであります。

また、先ほど申し上げましたが、札幌は、熊本、横浜とともに、日本におけ
るプロテスタントの発祥地の一つとされまして、プロテスタントにおいては18
世紀以降、信仰、伝道に熱心な青年集団のことをバンドと称しており、本文書
に署名した31名も、札幌の地で布教活動を展開し、熊本バンド、横浜バンドと
同様、札幌バンドと称されました。

こうしたことから、札幌バンド結成の契機となったこの文書は、日本プロ
テスタント史の黎明期を直接物語る一次史料として大変重要な文書となっ
ております。

次に、2点目です。「伝クラーク博士持参讃美歌」です。

これは、文字どおり、讃美歌の歌詞を集録したものでありまして、クラーク
博士が札幌へ持参したという口伝が残っております。

3点目は、「柳本通義旧蔵伝クラーク博士譲与聖書」です。

本資料は、キリスト教の聖書であります。クラーク博士が札幌農学校一期生
の柳本通義へ譲与した聖書であるという口伝があり、表紙の見返しにある英語

による柳本通義の署名が、柳本氏の所蔵であることを裏づけているものです。

ちなみに、柳本通義という人物は、現在の三重県桑名市に桑名藩士の子として生まれ、1880年に農学校を卒業後、開拓使御用掛として七重勸業試験場に勤務し、その後、農商務省、北海道庁、台湾総督府などを経て、桑名町会議員などを務めた方であります。

4点目は、「伝大島正健旧蔵クラーク博士譲与聖書」です。

こちらも3点目と同じ聖書であります。表紙と裏表紙を欠いている状況です。本資料につきましても、クラーク博士が札幌農学校一期生の大島正健へ譲与した聖書であるという口伝があり、資料に挿入される紙片には、英語で、「私の最初の聖書 クラーク先生より授けられる」との記載があることが、そうした裏づけとなっています。

この大島正健という人物ですが、現在の神奈川県海老名市に生まれ、1880年に農学校卒業後、同校の教授となり、あわせて札幌独立キリスト教会の牧師を務め、その後、同志社普通学校教授をはじめとした様々な場所で教授、講師などを歴任した方であります。

5点目は、「明治14年9月17日付宮部金吾宛渡瀬寅次郎書簡」です。

この資料は、札幌農学校一期生の渡瀬寅次郎が二期生の宮部金吾に宛てたもので、書かれている内容は大きく3点あります。

まず、宮部金吾の東京留学内定のこと。次に、農学校一期生である佐藤昌介に関する評判のこと、そして、教会堂買い取りのことです。特に3点目につきましては、札幌バンドが資金援助を受け、自前の教会堂を持つに至る事跡を裏づけるものとなっております。

ちなみに、発信者である渡瀬寅次郎は、現在の新宿区に幕臣の子として生まれ、1880年に農学校卒業後、開拓使に出仕しています。

今回、指定する予定の3点の書簡が作成された時期は、明治14年、15年ですが、この時期は、渡瀬が札幌の開拓使勸業課に出仕していた期間にあたります。

一方、受信者である宮部金吾ですが、現在の台東区に幕臣の子として生まれ、1881年に農学校卒業後、開拓使御用掛として東京大学植物学教室で修学し、札幌農学校の助教となって研究を行った人物です。

また、初代植物園主任としてその整備に尽力され、退官後も名誉教授として終生北海道大学で研究を継続し、他方、札幌独立キリスト教会の教会員代表を長らく務め、終生その運営に深く参与された方です。

6点目は、「明治14年11月17日付宮部金吾宛渡瀬寅次郎書簡」です。

5点目の資料と同様、渡瀬寅次郎が宮部金吾に宛てた書簡であり、封筒の裏に、太田君に託すと記されています。

なお、太田とは、新渡戸稲造を指しますが、封筒に切手が貼付された痕跡が

ないことから、新渡戸が、直接宮部金吾に本書簡を届けたことを物語っております。

記載の内容は、大きく3点ありますが、このうち、教会へのクラーク博士からの寄附金についての記載があり、これは、教会創設のご祝儀としてクラーク博士が送った外国為替、当時のお金で、109ドル88セントと書かれておりますが、これに関するもので、外国の教派から経済的にも独立した教会の結成にクラーク博士が関与していたことを直接示す一次史料として大変価値がある文書となっております。

7点目は、「明治15年4月29日付宮部金吾宛渡瀬寅次郎書簡」であります。

こちらにも、渡瀬寅次郎が宮部金吾に宛てた書簡で、渡瀬が宮部の東京での留学期間の延長を農学校校長にかけ合っていることなどが書かれており、そのことから、札幌バンドの仲間という強い結びつき、つながりが開拓使における宮部の修学期間の延長の判断に直接及んでいたことがうかがえる内容となっております。

次に、(2)重要性についてですが、先ほどの建議書の説明と重複しますので、省略させていただきます。

以上、ご説明した7点の文書の形状につきましては資料2-2の目録に、また、文書の写真につきましては資料2-3に、それぞれ掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

最後に、これからの流れについて、ご説明申し上げます。

本日の教育委員会会議におきまして、文化財指定についてご審議いただき、ご承認をいただきました後には、本日付を持って指定の告示等を行う予定です。

以上、議案第1号に関する説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○長岡教育長 ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

○池田(官)委員 指定文化財の指定については、専門的にご判断されると思いますが、市民というか、私のような文化財の素人にもわかるような、おおよその指定基準といったものはあるのでしょうか。また、その重要性について、大体この程度のものが指定文化財にふさわしいのだといった基準のようなものはあるのでしょうか。もしあったら教えていただきたいですし、それは個々の申請について専門的に判断するので、一概に述べることはできないということであれば、その旨でも結構です。

○文化部長 まず、国の指定による、重要文化財があります。次に、都道府県レベルの重要な文化財である、指定文化財があります。それらを除いて、文化財保護条例では、札幌市に所在する文化財のうち、特に、文化的価値の高いもの指定するという表現をされております。

こちらの文化的価値とはどういうものかということですが、例えば、建造物で申し上げますと、建造されてからの年数がどれだけたっているか、建築されているデザインは独自のものがあるとか、あるいは、設計された方が非常に著名な方であるといったポイントがあります。

今回、歴史資料につきましては、はっきりした基準はありませんが、札幌市のこれまでの歩みの中で、学術的、文化的に評価が高いと言われる部分ということで、文化財として指定する価値があるのではないかと。今回は、プロテストントとか、当初の札幌農学校の卒業生がプロテストントのそういう活動に大きな足跡を残したということで、先ほど言いました横浜バンド、熊本バンド、札幌バンドという日本三大バンドの一つという意味で大きな価値があるのではないかとことから、今回、指定をさせていただく形になったところです。

○池田（官）委員 ありがとうございます。

○佐藤委員 大変素朴な質問で恐縮なのですが、今回、この文書が指定文化財に指定されるとすると、今後、所有、管理をしているキリスト教会から、資料の保全について、このように設備を整えたといった要望を寄せられた場合には、札幌市から何か補助が出るのでしょうか。

○文化部長 条例の中では、文化財の保存関係に関する部分について、予算の範囲内で札幌市として支援をすべくしております。

ただ、具体的にどのような保存を行うのかといった部分はケース・バイ・ケースになりますので、所有者の方からご相談をいただいた上で、どのような方法がふさわしいかどうかを判断しながら、予算措置できるかどうか検討していく形になると思います。

ちなみに、今回のキリスト教会文書につきましては、審議会の先生からも、紙のため酸化が進むということで、保存をしっかりといただきたいとの要望もありました。これは、谷本先生からもアドバイスをいただき、キリスト教会で、中性紙を中に入れ酸化を進まないようにするとか、あるいは、例えばレプリカをつくってこちらで公開に耐え得るものにするとか、こちらからご助言をさせていただいているところです。

○佐藤委員 例えば、そういったレプリカをつくるのにこの程度予算がかかるといった審議は、文化財保護審議会ですされることになるのですか。

○文化部長 専門的な部分については、審議会の先生からいろいろとアドバイスをいただく形になりますが、それを札幌市の中で予算措置するかどうかは、我々札幌市での検討、判断になると思います。

○佐藤委員 わかりました。ありがとうございます。

○池田（光）委員 少し関連しますけれども、改めて確認です。

教育委員会から諮問を受けたということになるので、もともとも有形文化財について検討してもらいたいというのは、教育委員会がすべきものなのでしょうか。それとも、ほかの様々な会があって、そこからも諮問できるものなのでしょうか。

○文化部長 文化財の指定に限らず、文化財行政につきましては、大半は教育委員会の所管になっているのですが、札幌市の場合は、補助執行という形で、市長部局である私ども市民文化局が文化財の保存や指定という業務に携わっています。あくまでも教育委員会から諮問を受け、審議会で議論をして、それを建議して、最終的に教育委員会で決定いただくことになります。

○池田（光）委員 極端に言うと、教育委員会と今回指定された有形文化財とのかかわりは、手続上のことだけで、あとは関わることはないのですか。

○文化部長 実質的なものは、全て我々のほうで担当しています。例えば、日々の壊れたものを直さなければいけないとか、そういった相談業務は全て私どものほうで対応しています。

○池田（光）委員 有形文化財は、札幌市にどのくらいあるのでしょうか。

有形文化財に決定されたその後でどういった形で活用されているのでしょうか。例えば、教材として使っているとか、市民公開されているとか、どのように活用されているのでしょうか。

○文化部長 まず、市の指定文化財の数ですが、今、有形文化財が七つとその他が三つの合計10点になっています。

指定された文化財の活用につきましては、まず、建造物の場合は、公開して

おりますが、皆さんに見ていただくためには、その場所まで来ていただかなければいけないので、そのPRなどをしなければなりません。

もう一つは、「札幌の文化財」という冊子をまとめております。これは、市だけではなくて、国と北海道で指定された文化財も全部含めたものです。このような冊子をつくって、それもホームページなどに公開しながら皆さんにご覧いただけるような方法をとっているほか、お子さん一人一人というわけにはいきませんが、学校にもそういった冊子などをお配りして授業にご活用していただくような形をとっております。

ほかには、非常勤職員が1名おり、文化財の普及、啓発について、例えば出前講座という形で求められれば、こちらからお伺いし、文化財の説明をさせていただくということもさせていただいております。

○池田（光）委員 わかりました。

○山中委員 この文化財の指定の関係で事前にご説明いただいたときにも申し上げましたが、この会議の席でも改めて申し上げておきたいと思います。

それは、活用の関係です。いろいろな形で活用されるに当たって、札幌との繋がりがより分かるように工夫していただきたいのです。

例えば、①の「イエスを信ずる者の契約」では、アルファベットで署名されております。先ほど太田さんという名前がありましたが、新渡戸稲造、太田稲造ほか、一体どういう人がここに署名しているのか、これだけでは普通の人にはわからないことが多いです。

特に、筆記体で書かれると、名前も読めないという場合もあると思いますので、そういった点での工夫と、そういう人たちが札幌とどうかかわっているのかということの説明ですね。さらに、宮部金吾宛渡瀬寅次郎書簡などを見ますと、読めない部分がいっぱいあると思うのです。

先ほど、文化的価値を認めて文化財として指定するのだという話でしたけれども、どの部分にどのようなことが書いてあって文化財的な価値があるということは、専門家ならわかるでしょうけれども、一般市民には、私どもも含めて、正直言って分かりません。

そういったところを解説のパンフレットなり、展示する場合に、その展示物に添え書きをするようなものなど、今申し上げたような観点から、わかりやすい、札幌市民に親しみやすいようなものを書いていただいて展示する、あるいは、公開する場合、それを担当する方にその辺を要望して、励行していただくようお願いしたいです。

あわせて、今申し上げた意見と逆の意味になりますが、宗教的な展示などに

なると、自分の立場に基づいての評価が出てくる可能性があります。そこは、かなり中立的、客観的な記述をしていただかなければいけない場合があるのではないかと思います。そういう意味で、札幌市側としての記述に関しての若干の注文が場合によっては必要かもしれません。

○文化部長 前半部分については、委員がおっしゃるとおり、筆記体で書かれていたり、古文書のように書かれていたりすると、見る方が分かりませんので、わかりやすいような展示の工夫をしたいと思っております。

また、宗教の問題は、非常にセンシティブな問題ですから、今回、文化財として指定された理由等につきましては、宗教的なことと離れた部分での説明書きに配慮したいと思っております。

○長岡教育長 補助執行をお願いしている側として、大変ご面倒、ご苦勞をかけますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。ほかにありますでしょうか。

○山中委員 細かいことですが、3ページに書いてある⑦の開拓使の次のところの字は初めて見ます。「蝗」という字です。

○長岡教育長 「イナゴ」ですが、読み方としたら「コウガイ」ですね。

○山中委員 これは、当用漢字にも出てこないでしょうし、一般の会議でこういうものを出されてもわからないです。注書きを書いてほしいです。まして、展示や公表ということになると、なおさら分からないだろうと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○池田（光）委員 この角さんという会長さんは、どういうバックグラウンドの方なのですか。

○文化部長 角先生は、北大工学部出身の方で、もともと歴史的建造物のご専門の方です。つい先般、国の重要文化財に指定されました網走監獄の調査で中心になって動かれた方も角先生でして、その道では本当に大家に当たる先生でいらっしゃいます。

○池田（光）委員 その審議会は、そういう専門の方たちの集まりなのですか。

○文化部長　そうです。建造物は角先生であります。先ほど申し上げました、今回の古文書については谷本先生など、それぞれの分野で、特に大学の先生が中心になっておりますけれども、そのような方が審議会の委員になっております。

○長岡教育長　ほかにありませんでしょうか。この内容でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○長岡教育長　議案第1号については、提案どおり決定されました。

議案第2号からは、公開しないことといたしますので、傍聴の方がいらっしゃいましたら、退席をお願いいたします。

〔傍聴者は退席〕

以下　非公開